

明石市都市計画審議会 協 議 資 料
平成27年 2月20日
都市整備部都市計画課

① 都市計画道路の見直しについて

## 都市計画道路の見直しについて

### 1 概要

都市計画道路の長期未着手路線について、兵庫県都市計画道路網見直しガイドラインに基づく「明石市都市計画道路見直し方針」（以下、「見直し方針」）を平成26年12月に策定し、国・県や隣接市町と整合を図りながら、必要性の検証と段階的な見直しを進めているところです。

本審議会においては、平成24年に県ガイドラインに基づき見直しを進める旨を報告し、平成26年8月に見直し方針の内容、平成26年11月に見直し方針に基づき抽出された廃止候補路線の内容を報告しました。

その後、以下のとおり、廃止候補路線に関するパブリックコメントを実施しました。

### 2 廃止候補路線

路線名	決定年月日	計画幅員	廃止予定 区間延長	廃止予定位置
①山下町線	S33. 12. 23	9m	約 1,000m	山下町ほか
②西海岸線	S21. 08. 14	15m, 11m	約 450m	林1・2丁目ほか
③林崎線	S21. 08. 14	20m	約 320m	新明町ほか
④大坪線	S21. 08. 14	11m	約 370m	硯町3丁目
⑤王子線	S21. 08. 14	11m	約 320m	和坂1丁目
⑥大久保石ヶ谷線	S33. 03. 31	12m, 9m	約 880m	大久保町大窪ほか
⑦江井ヶ島松陰新田線	S35. 03. 16	12m	約 510m	大久保町江井島
⑧長坂寺線	S33. 03. 31	12m	約 830m	魚住町中尾ほか
⑨住吉公園前線	S33. 03. 31	9m	約 250m	魚住町中尾
⑩二見臨港線	S35. 03. 16	12m	約 810m	二見町東二見
⑪二見尾上線	S39. 10. 14	12m	約 1,450m	二見町西二見ほか
合計			約 7,190m	

### 3 廃止候補路線のパブリックコメント結果

- ① 意見募集期間：平成26年12月15日～平成27年1月30日（47日間）
- ② 閲覧場所：市ホームページ、市役所、市民センター、サービスコーナー
- ③ 周知方法：広報あかし12月15日号、市ホームページ、案内チラシ
- ④ 説明会の開催：平成27年1月19日、20日、22日、23日

本庁、大久保市民センター、二見市民センター、魚住市民センター

- ⑤ 意見書の提出：合計3名（2名＋1組織）から3件の意見の提出がありました。  
なお、市ホームページには、284件のアクセスがありました。

### (1) 廃止候補路線に対する意見

No.	意見の概要	市の考え方
1 個人	<p>廃止候補路線①山下町線の廃止に賛成します。(1件)</p> <p>理由：保育園周辺であり、2車線の道路ができると、交通量が増え、車のスピードが速くなり、子供の事故の確率が上がるため。</p>	<p>各文教施設のアクセスを効果的にする路線として都市計画決定しましたが、周辺の道路で機能を満足しているため、廃止したいと考えています。</p>
2 個人	<p>廃止候補路線⑩二見臨港線の廃止に賛成します。(1件)</p> <p>理由：二見の人工島へのアクセス道路として計画されたと思われるが、「ふれあいプラザ明石西」の前を通る臨港道路が整備されたため。</p>	<p>市西部の市街地の発展に寄与及び東播磨港へアクセスする路線として都市計画決定しましたが、周辺の道路で機能を満足しているため、廃止したいと考えています。</p>

### (2) 廃止路線の確定時期に対する意見

No.	意見の概要	市の考え方
3 組織	<p>自治会単位で住民意見を集約して、意見を提出したく、意見集約に時間を要するため、二見臨港線及び二見尾上線において廃止路線として<b>確定する時期の猶予を要望</b>します。(1件)</p>	<p>意見募集の結果を踏まえ、都市計画手続きを進めるため、平成27年3月に廃止路線確定する予定としていましたが、ご要望によりまして、廃止路線として確定する時期を延期したいと考えています。</p>

## 4 今後のスケジュール

廃止候補路線について、パブリックコメントの意見等を踏まえ、本審議会で審議いただいた後、「廃止路線」として都市計画変更手続きを進める路線として確定する予定です。

なお、二見臨港線及び二見尾上線については、地域での合意形成の状況を、あらためて本審議会へ報告します。

### \*平成27年4月以降の都市計画法に基づく廃止路線の都市計画変更手続き

- ・都市計画変更素案の作成
- ・住民説明会の開催
- ・兵庫県との協議
- ・都市計画変更案の縦覧（2週間）
- ・都市計画変更告示（平成28年3月頃）

※ 都市計画変更手続きにおいては、適宜本審議会に諮り、審議いただく予定です。